2026年2月20日

友誼団体 各位

全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長　大野　隆

最賃署名取り組みのお願い

日頃より私たちの活動へのご理解・ご支援に感謝いたします。。

さて、取り組みの開始が遅れてしまったことをまずお詫びしながら、今年も最低賃金引き上げのための全国署名へのご協力をお願いします。

先の「わがまま暴走解散」で大勝利を手にした高市総理は、昨年の段階で前任の石破総理の「2020年代に最低賃金1500円」の目標をかなぐり捨てています。

しかし、インフレと円安による私たちの実質賃金の目減りについては、買い物に行くたびに実感として深刻さを増していることは言うまでもありません。

また昨年各地で起こった「実施日の遅延」については、こうした流れを断ち切る必要が大きくなっています。

私たちの「今すぐ1500円、早期に1700円」の声を広く社会に響かせ、実現していくために。精力的に署名に取り組んでいただくことをお願いします。

以　上

※この署名集約・締め切り日は**4月25日(金)**です。提出は5月11日(月)を予定しています。

郵送先は　〒105-0014　東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3階

全国一般労働組合全国協議会　　行　です。

2026年
最賃署名

中央最低賃金審議会会長　様

中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃金は、最低賃金の引上げによって上がっているのが実態です。最低賃金の大幅引き上げは、最も有効かつ必要な経済政策です。

日本の最低賃金は金額が低すぎます。Ｇ７諸国の中で日本の最低賃金額は各国の半分程度であり早急に改善する必要があります。また、「最低賃金が労働者とその家族の必要」（ILO条約）を満たす水準に引きあげる必要があります。

改訂の最低賃金発効日の「後ろ倒し」は許されません！

昨年の改定で、２７府県で新最賃の発効日が１か月以上遅延され、目安の意味が失われる事態となっています。最も遅い秋田県では８０円の引き上げも、発効日が３月３１日と６か月遅延することで、平均すれば４０円の引き上げです。目安を大幅に下回ります。発効日の遅延による地方のばらつきを許さず、１０月１日発効を全国の基準とすべきです。

ただちに１５００円、１７００円以上の最低賃金の実現を求めます。

物価高騰で実質賃金の低下が続いてます。最賃近傍で働く労働者の生活は削られ続けています。最低賃金の全国加重平均額は１１２１円になりましたが、この金額では週４０時間フルタイムで働いても年収は２００万円あまりです。時給が１５００円になれば、年収で約３００万円、ようやくワーキングプアを抜け出す水準です。直ちに１５００円にすべきです。

全国一律最低賃金制度にするべきです。

最低賃金の地域間格差による労働者の流出に、地方の危機感が強まっています。今こそ、最低賃金の全国一律制度が求められています。また、各地方の審議会によって意見陳述の方法や基準が違ったり、審議会の公開に差があったり、発効日が異なったりと、同じ最低賃金制度の下にあって、大きなばらつきがあることは問題です。更には物価の急騰に改訂最賃水準が追いつかず実質賃金も相変わらずマイナスです。年２回以上の改訂を検討すべきです。

これらを踏まえ、以下のことを申し入れます。

1. 改定最低賃金は１０月１日の発効を厳守すること。
2. 最低賃金を直ちに１５００円とすること。年２回以上の最賃改訂を求めます。
3. 地域間格差を無くし、全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。
4. すべての最低賃金審議会を完全公開とすること。

氏名	住　　所

取り扱い団体（全国一般労働組合全国協議会　　）